

訪問系サービスに係る請求上の  
留意事項について

平成30年3月23日

社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課

このページは  
空白です。

事 務 連 絡  
平成 30 年 3 月 22 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課訪問サービス係

### 居宅介護における同一建物減算（大規模）の取扱い等について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、居宅介護と同行援護の報酬に新たに加算及び減算を設けましたが、当該加算及び減算の取り扱いについて、下記のとおりお知らせしますので、御承知おきいただくとともに、管内の居宅介護事業所及び同行援護事業所に周知いただくようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 居宅介護について

居宅介護では、同一建物等に居住する利用者等に居宅介護を提供した場合の減算を新設することとしている。当該減算は以下の①から③の分類があるが、このうち、③の減算については、障害者自立支援給付支払システム（以下「システム」という。）におけるサービスコードの設定を平成 30 年度下期に行う予定であるため、平成 30 年 4 月から当面の間は、システムによる算定ができないこととなる。

- ① 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（10%減算）
- ② 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）（10%減算）
- ③ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）（15%減算）

（注）サービス提供実績記録票上、①及び②は「同一建物減算」、③は「同一建物減算（大規模）」とされている。

このため、当面の間は、「同一建物減算（大規模）」を算定する場合、請求システム上の「同一建物等減算（10%減算）」（上記①及び②に係るもの）のサービス

コードを入力して請求を行うこととし、システムに「同一建物減算（大規模）（15%減算）」のサービスコードが実装された後に、過誤調整により、4月提供分以降の請求を取り下げ、「同一建物減算（大規模）（15%減算）」のサービスコードを入力して請求し直すこととする。

## 2 同行援護について

同行援護の障害支援区分3の利用者に提供した場合の加算及び障害支援区分4以上の利用者に提供した場合の加算について、障害児の場合は、区分3又は区分4以上に相当する支援の度合いの障害児に提供した場合に当該加算を算定することができることとしているが、障害児に係る当該加算を請求するとき、システムではエラーコードが「PB35」、エラーメッセージが「※資格：受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません。」の「警告」が生じることとなる。当該仕様については、次期報酬改定にて改修を予定しているが、当面の間、受給者証に当該加算の記載がある障害児について、「警告」が生じることとなる。そのため、市町村における二次審査において区分3又は区分4以上に相当する支援の度合いかを確認し、支払可否を判断すること。

また、国保中央会が提供する簡易入力システムを利用している同行援護事業所においては、別紙「障害児に同行援護を提供した場合の障害支援区分に応じた加算の請求方法について」を参考に請求されたい。

## 障害児に同行援護を提供した場合の障害支援区分に応じた 加算の請求方法について

質問：同行援護の障害支援区分3の利用者に提供した場合の加算及び障害支援区分4以上の利用者に提供した場合の加算について、障害児の場合は、区分3、または区分4以上に相当する支援の度合いの障害児に提供した場合に当該加算を算定することができるかとされているが、実際に簡易入力システムにて請求を行う場合はどのように入力すればよいのでしょうか。

回答：区分3、または区分4以上に相当する支援の度合いの障害児に提供する場合、【受給者情報】画面の《障害支援区分》欄にて、区分3、または区分4以上の情報を登録してください。

このように登録した場合、【同行援護サービス提供実績記録入力】画面での登録時に行われる請求明細書自動作成にて、区分3、または区分4以上の加算が適用されたサービスコードが自動作成されます。

### ◆◆◆ 対処方法 ◆◆◆

以下のとおり、【受給者情報】画面の《障害支援区分》欄にて、障害児において、[区分3]に相当する支援の度合いの障害児に提供する場合には[区分3]、または[区分4]以上に相当する支援の度合いの障害児に提供する場合には[区分4]を登録します。

障害支援区分の情報を登録することにより、【同行援護サービス提供実績記録入力】画面での登録時に行われる請求明細書自動作成にて、[区分3]、または[区分4]以上に該当する加算が適用されたサービスコードが自動作成されます。

#### 【受給者情報】画面

障害福祉サービス電子請求受付システム（簡易入力） - 受給者情報保守&支給決定情報保守

ファイル(F) バージョン(V) ヘルプ(H)

受給者情報(基本) ※は必須入力項目です

支給市町村 ※ 国保市 受給者証番号 ※ 1234567890 ?  サービス利用終了

登録 クリア 削除 戻る 支給決定管理

受給者情報(詳細)

全情報 障害支援区分 計画相談支給付費/サービス利用計画作成費 特定障害者特別給付費 ※利用者負担上限月額 食事提供 算 利用者負担上限額管理

No.	2
障害支援区分 ※	なし
認定有効期間 ※	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

選択	No.	障害支援区分	認定有効期間	
			開始年月日	終了年月日
▶	1	区分3	平成30年04月01日	平成31年03月31日

明細追加 明細修正 明細削除 明細クリア

【受給者情報】画面の《障害支援区分》欄にて、[区分3]、または[区分4]の情報を登録します。

《[区分3]で登録した場合》

区分3の加算が適用されたサービスコードが自動作成されます。

《[区分4]で登録した場合》

区分4以上の加算が適用されたサービスコードが自動作成されます。

このページは  
空白です。

## 重度訪問介護の請求方法について

このページは空白です。



# 重度訪問介護の請求方法について

## ○概要

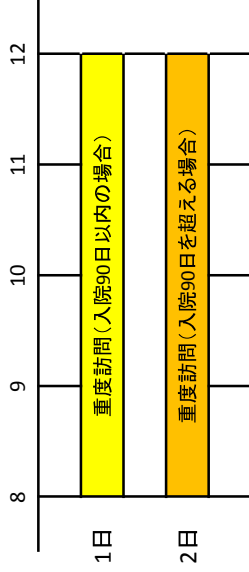
《病院等に入院中の支援の評価》

障害支援区分6の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所への入院(入所を含む。)中にコミュニケーション支援等を提供することを評価する。

**【例1】**  
入院中にサービス提供を行った場合

**【重度訪問(入院90日以内)】** 8:00~12:00

**【重度訪問(入院90日超過)】** 8:00~12:00



**【サービス提供実績記録票の設定】**

提供通番	日	サービス提供回数	サービスの提供の状況	提供時間	算定時間	移動	派遣人数	同行支援
1	1		1	8:00~12:00	4		1	
2	2		2	8:00~12:00	4		1	

病院等に入院、または入所中にサービス提供を行った場合、サービス提供の状況には'1'を設定する。  
連続して90日を超える入院、または入院中にサービス提供を行った場合、サービス提供の状況には'2'を設定する。

**【報酬算定の考え方】**

サービス内容	サービスコード	回数
重訪 I 入院等日中1. 0	127301	1
重訪 I 入院等日中1. 5	127309	1
重訪 I 入院等日中2. 0	127317	1
重訪 I 入院等日中2. 5	127325	1
重訪 I 入院等日中3. 0	127333	1
重訪 I 入院等日中3. 5	127341	1
重訪 I 入院等日中4. 0	127349	1
重訪 I 入院等日中1. 0・90日減	127305	1
重訪 I 入院等日中1. 5・90日減	127313	1
重訪 I 入院等日中2. 0・90日減	127321	1
重訪 I 入院等日中2. 5・90日減	127329	1
重訪 I 入院等日中3. 0・90日減	127337	1
重訪 I 入院等日中3. 5・90日減	127345	1
重訪 I 入院等日中4. 0・90日減	127353	1

8時~12時におけるサービス提供に伴う報酬(入院90日以内)。  
8時~12時におけるサービス提供に伴う報酬(入院90日超過)。

# 重度訪問介護の請求方法について

## ○概要

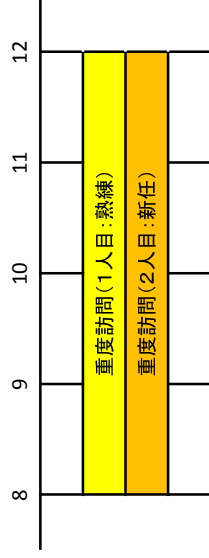
《2人の重度訪問介護ヘルパーにより行った場合の加算の見直し》  
 障害支援区分6の利用者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業員により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業員が同行して支援を行うことを評価する。

## 【例2】

熟練ヘルパーが同一時間帯に新任ヘルパーに同行した場合

【1人目：熟練ヘルパー】 8:00～12:00

【2人目：新任ヘルパー】 8:00～12:00



【サービス提供実績記録票の設定】

提供通番	日	サービス提供回数	サービスの状況	提供時間	算定時間	移動	派遣人数	同行支援
1	1			8:00～12:00	4		2	1
合計					8			



2人派遣(熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行した場合)でヘルパー時間が同一の場合、1行に設定し、派遣人数を2、同行支援を1と設定する。算定時間数は1人分を設定する。算定時間数の合計は2人分の8時間を設定する。

## 【報酬算定の考え方】

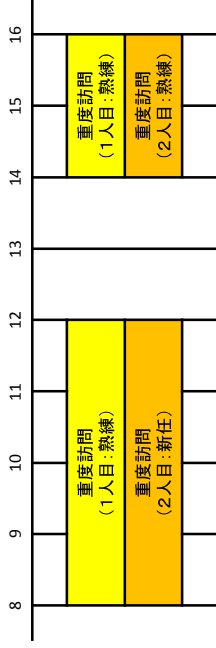
サービス内容	サービスコード	回数
重訪 I 日中1.0・同行	127001	1
重訪 I 日中1.0・2人・同行	127002	1
重訪 I 日中1.5・同行	127003	1
重訪 I 日中1.5・2人・同行	127004	1
重訪 I 日中2.0・同行	127005	1
重訪 I 日中2.0・2人・同行	127006	1
重訪 I 日中2.5・同行	127007	1
重訪 I 日中2.5・2人・同行	127008	1
重訪 I 日中3.0・同行	127009	1
重訪 I 日中3.0・2人・同行	127010	1
重訪 I 日中3.5・同行	127011	1
重訪 I 日中3.5・2人・同行	127012	1
重訪 I 日中4.0・同行	127013	1
重訪 I 日中4.0・2人・同行	127014	1

8時～9時におけるサービス提供に伴う報酬。  
 9時01分～9時30分におけるサービス提供に伴う報酬。  
 9時31分～10時におけるサービス提供に伴う報酬。  
 10時01分～10時30分におけるサービス提供に伴う報酬。  
 10時31分～11時におけるサービス提供に伴う報酬。  
 11時01分～11時30分におけるサービス提供に伴う報酬。  
 11時31分～12時におけるサービス提供に伴う報酬。

# 重度訪問介護の請求方法について

## 【例3】 熟練ヘルパーと新任ヘルパーが混在した場合

- 【1人目：熟練ヘルパー】 8:00～12:00  
14:00～16:00
- 【2人目：新任ヘルパー】 8:00～12:00
- 【2人目：熟練ヘルパー】 14:00～16:00



### 【サービス提供実績記録票の設定】

提供 通番	日	サービス 提供回数	サービスの 提供状況	提供時間	算定 時間	派遣 人数	同行 支援
1	1			8:00～12:00		2	1
1	1			14:00～16:00	6	2	
合計					12		

2人派遣(熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行した場合)でヘルパー時間が同一の場合、1行に設定し、派遣人数を2、同行支援を1と設定する。  
2人派遣(熟練ヘルパーが2人でサービス提供した場合)でヘルパー時間が同一の場合、1行に設定し、派遣人数を2と設定し、同行支援は設定しない。

### 【報酬算定の考え方】

サービス内容	サービスコード	回数
重訪I日中1.0・同行	127001	1
重訪I日中1.0・2人・同行	127002	1
重訪I日中1.5・同行	127003	1
重訪I日中1.5・2人・同行	127004	1
重訪I日中2.0・同行	127005	1
重訪I日中2.0・2人・同行	127006	1
重訪I日中2.5・同行	127007	1
重訪I日中2.5・2人・同行	127008	1
重訪I日中3.0・同行	127009	1
重訪I日中3.0・2人・同行	127010	1
重訪I日中3.5・同行	127011	1
重訪I日中3.5・2人・同行	127012	1
重訪I日中4.0・同行	127013	1
重訪I日中4.0・2人・同行	127014	1
重訪I日中8.0	121121	4
重訪I日中8.0・2人	121122	4

- 8時～9時におけるサービス提供に伴う報酬。
- 9時01分～9時30分におけるサービス提供に伴う報酬。
- 9時31分～10時におけるサービス提供に伴う報酬。
- 10時01分～10時30分におけるサービス提供に伴う報酬。
- 10時31分～11時におけるサービス提供に伴う報酬。
- 11時01分～11時30分におけるサービス提供に伴う報酬。
- 11時31分～12時におけるサービス提供に伴う報酬。
- 14時～16時におけるサービス提供に伴う報酬。  
(熟練ヘルパー1人目及び2人目)



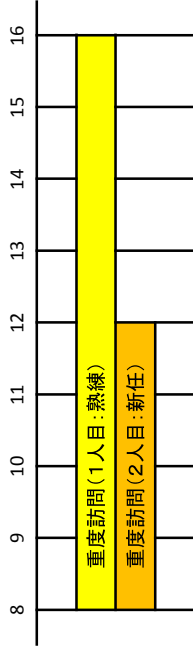
### Point! 1日の中でヘルパーが変わった場合

1日の中でヘルパーが変わった場合においても、「1時間未満」から新たにサービスの所要時間を積み上げず、1日のサービスの所要時間を通算して算定する。  
※新任ヘルパー(2人目)が8時から12時、熟練ヘルパー(2人目)が14時から16時にサービスを行っており、ヘルパーは変わっているがサービスの所要時間は積み上げるため、左記の通り、「重訪I日中8.0・2人」で請求する。

# 重度訪問介護の請求方法について

**【例4】**  
 熟練ヘルパーが一部の時間帯に新任ヘルパーに同行した場合

- 【1人目：熟練ヘルパー】 8:00～16:00
- 【2人目：新任ヘルパー】 8:00～12:00



【サービス提供実績記録票の設定】

提供通番	日	サービス提供回数	サービスの状況	提供時間	算定時間	移動	派遣人数	同行支援
1	1	1		8:00～12:00			1	1
1	1	1		12:00～16:00	8		1	
2	1	2		8:00～12:00	4		1	1
合計					12			

2人派遣で熟練ヘルパーが一部の時間帯に新任ヘルパーに同行した場合、「通算した時間」と「重複した時間」に分けてデータを作成する(提供通番は別番号となる)。また、「通算した時間」は新任ヘルパーに同行した時間(8:00～12:00)と同行していない時間(12:00～16:00)を分けてデータを作成する。派遣人数は行ごとに1を設定し、熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行した時間(8:00～12:00)については同行支援に1を設定する。

【報酬算定の考え方】

サービス内容	サービスコード	回数
重訪 I 日中1.0・同行	127001	1
重訪 I 日中1.0・2人・同行	127002	1
重訪 I 日中1.5・同行	127003	1
重訪 I 日中1.5・2人・同行	127004	1
重訪 I 日中2.0・同行	127005	1
重訪 I 日中2.0・2人・同行	127006	1
重訪 I 日中2.5・同行	127007	1
重訪 I 日中2.5・2人・同行	127008	1
重訪 I 日中3.0・同行	127009	1
重訪 I 日中3.0・2人・同行	127010	1
重訪 I 日中3.5・同行	127011	1
重訪 I 日中3.5・2人・同行	127012	1
重訪 I 日中4.0・同行	127013	1
重訪 I 日中4.0・2人・同行	127014	1
重訪 I 日中8.0	121121	8

8時～9時におけるサービス提供に伴う報酬。

9時01分～9時30分におけるサービス提供に伴う報酬。

9時31分～10時におけるサービス提供に伴う報酬。

10時01分～10時30分におけるサービス提供に伴う報酬。

10時31分～11時におけるサービス提供に伴う報酬。

11時01分～11時30分におけるサービス提供に伴う報酬。

11時31分～12時におけるサービス提供に伴う報酬。

12時01分～16時におけるサービス提供に伴う報酬。

# 重度訪問介護の請求方法について

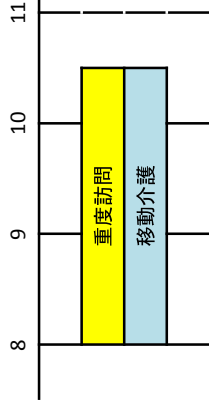
## ○概要

《移動介護加算の請求方法の見直し》  
平成30年度報酬改定に伴い、移動介護加算の請求方法を以下の通り見直す。

### 【例5】 移動介護を行った場合

【重度訪問】 8:00～10:30

【移動介護】 8:00～10:30



【サービス提供実績記録票の設定】

提供 通番	日	サービス 提供回数	サービス 提供の状況	提供時間	算定 時間	移動	派遣 人数	同行 支援
1	1			8:00～10:30	2.5	2.5	1	

【報酬算定の考え方(サービス提供年月:平成30年3月以前)】

サービス内容	サービスコード	回数
重訪I日中1.0	121171	1
重訪I日中1.5	121181	1
重訪I日中2.0	121391	1
重訪I日中2.5	121401	1
重訪移動介護加算4	125796	1

8時～10時30分におけるサービス提供に伴う報酬。

【サービス提供年月:平成30年3月以前の場合】  
移動介護加算の「二2時間以上2時間30分未満」の請求を行う際、1つの請求サービスコードで請求することになっていた。

【報酬算定の考え方(サービス提供年月:平成30年4月以降)】

サービス内容	サービスコード	回数
重訪I日中1.0	121171	1
重訪I日中1.5	121181	1
重訪I日中2.0	121391	1
重訪I日中2.5	121401	1
重訪移動介護加算1	128453	1
重訪移動介護加算2	128457	1
重訪移動介護加算3	128461	1
重訪移動介護加算4	128465	1

8時～9時におけるサービス提供に伴う報酬。  
9時01分～9時30分におけるサービス提供に伴う報酬。  
9時31分～10時におけるサービス提供に伴う報酬。  
10時01分～10時30分におけるサービス提供に伴う報酬。

【サービス提供年月:平成30年4月以降の場合】  
移動介護加算について、同行支援の報酬が追加され、本体報酬と同じように時間を積み上げて請求を行う必要があるため、「二2時間以上2時間30分未満」の請求を行う際、4つの請求サービスコードで請求することとなる。

このページは空白です。